

## 令和7年度元気はなまる教室運営業務委託実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、参加者の介護予防に関する知識の普及啓発を行い、介護予防の取組を促し、また、教室での人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するための機会とする令和7年度元気はなまる教室運営業務委託（以下「運営業務委託」という。）に関し、必要事項を定めるものとする。

(教室の内容)

第2 元気はなまる教室の内容は次のとおりとする。

(1) 対象者

概ね65歳以上の市民（要支援、要介護認定者も参加する場合がある。）

(2) 開催時間等

会場ごとに概ね月1回半日コース（午前9時30分から正午まで）

※1回当たりの定員を超える申込みがあった場合は、時間を短縮して2コース制で開催する。

ア 開催時間には、会場準備、受付、教室開催、撤収の時間を含む。

イ 教室開催の時間は、60分～90分を目安にする。ただし、2コース制で開催する場合は、45分を目安にする。

(3) 開催会場及び開催日時（予定）

会場及び時間	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>【浜民会場】</b> 概ね第2火曜日 10時から11時30分	5 (第1 火曜)	9	14	4 (第1 火曜)	9	13	3 (第1 火曜)	10
<b>【好摩会場】</b> 概ね第3火曜日 10時から11時30分	19	16	21	18	16	20	17	17
<b>【ユートランド会場】</b> 概ね第4火曜日 10時から11時30分	26	30 (第5 火曜)	28	25	23	27	24	24

(4) 内容

高齢者の介護予防に資する講義を交えた実技（参加者が自宅でも取り組めるもの）とする。ただし、次のアに掲げる講座は、開催期間中に3種類以上取り入れ、十分なウォーミングアップを行った後、実施することとする。また、イ～エのうち、1つ以上をアと組み合わせて実施する回を3回以上設けることとする。

ア 運動器の機能向上（筋力アップ体操、ストレッチ、コンディショニング、レクリエーション、太極拳、ヨガ、セラバンド、バランスボール、リズム体操、大人のラジオ体操等）

イ 口腔機能の向上（唾液腺マッサージや口腔体操等）

ウ 栄養改善（食生活に関する講義等）

エ 認知機能低下予防（レクリエーション、コグニサイズ、脳トレ等）

(委託内容)

第3 運營業務委託の内容は次のとおりとする。

- (1) 教室開催前に、市が準備した会場の広さや収容人数等を確認し、教室を1回開催する際の定員(以下「1回当たりの定員」という。)を定めること。
- (2) 参加者の申込受付、連絡調整及び問い合わせ対応を行うこと。  
なお、申込受付に当たっては、1回当たりの定員を超える申込みがあった場合は、1回当たりの教室の時間を短縮して1日2回(以下「2コース制」という。)開催するものとし、2コース制で受け入れることが可能な人数(1回当たりの定員に2を乗じて得た人数)まで受け付けるものとする。
- (3) 教室の企画、会場準備、受付、教室開催、撤収を行うこと。
- (4) 教室の実施状況等を、月ごとにまとめて報告すること。
- (5) 委託実施の成果品として、別に定める報告書等を期限までに提出すること。

(委託方法)

第4 運營業務委託については、次の方法で実施することとする。

- (1) 市の入札参加者資格者名簿に運動教室等の分類が無いことから、市ホームページにより受注者を公募し第6に掲げる申請書等を提出させることとする。
- (2) 選定委員会が企画書等の内容の審査を実施し、優れた企画を提出した団体を受注者とする。

(受注申請の資格)

第5 運營業務委託は、介護保険法の趣旨を理解し、介護予防事業について実績がある団体であり、かつ、団体又はその代表者が次のいずれにも該当しない、盛岡市に事務所等を有する法人その他の団体に委託することとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当するもの
- (2) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けているもの
- (3) 直近の2年度分の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税若しくは直近2事業年度分の法人税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
- (5) 法人の場合は、法人の役員(非常勤役員を含む。)又は営業所等の代表者、その他の団体の場合は、団体の代表者、理事等(法人の場合の役員又は営業所等の代表者と同様の責任を有する者を含む。)のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者があるもの
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- (7) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

(受注の申請)

第6 運營業務委託の申請は、申請書(様式第1号)に次に掲げる様式を添えて行うこととする。

- (1) 申立書(様式第2-1号)
- (2) 申請する団体の役員等名簿(様式第2-2号)
- (3) 団体概要書(様式第3号)
- (4) 企画書(様式第4号)
- (5) 委託料積算書(様式第5号)

(6) その他必要と認められた関係資料

(事業の委託の決定)

第7 第6の申請があったときは、その内容を審査し、元気はなまる教室運営業務を委託することが適当と認めるときは、別に定める結果通知書により当該申請団体に通知するとともに、別に定める契約書により委託契約を締結するものとする。

(留意事項)

第8 契約を締結した団体が留意する事項は次のとおりとする。

- (1) 元気はなまる教室の内容は、参加者の平均年齢が70歳を超える状況にあることから、後期高齢者・要支援者でも行えるレベルの体操などとする。
- (2) 事業の効果的な実施及び参加者の安全を確保できる人員を配置すること。
- (3) 個人の趣味を助長するものではないこと。
- (4) 受注者における教室の参加者募集に際しては、可能な限り広範な周知ができる方法によること。
- (5) 市の事業であることを常に念頭において、公平な運営を行なうこととし、特定の参加者等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 参加者の意見を随時運営に反映させ、参加者の満足度を高めること。
- (7) 企画書、委託料積算書に基づき適正に運営を行うこと。
- (8) 当該業務及び法人・団体等に関する法令等の遵守が十分に確保されかつ個人情報が適正に管理される体制が整っていること。
- (9) 参加者の怪我等に備える傷害保険等に加入すること。(実費徴収できるものとする。)
- (10) 教室の開催に当たっては、感染症等への対策を十分講じること。

(契約の解除)

第9 市長は、受注者がこの要項に定める事項に反するなど事業を行わせることが不相当と認めるときは、契約を解除することができる。

(補足)

第10 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

第11 この要項は決裁の日から施行する。